

最高裁秘書第3330号

令和6年11月29日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和6年11月22日に答申（令和6年度（最情）答申第15号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情） 諒問第13号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年5月27日（令和6年度（最情）諮詢第13号）

答申日：令和6年11月22日（令和6年度（最情）答申第15号）

件名：特定の条項に基づく措置等の取消請求に対する判断が判決主文に含まれて
いる受理報告及び終局報告（特定年分）の不開示判断（不存在）に関する
件

答申書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書はいずれも存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年4月12日付け原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

平成27年3月26日付け最高裁判所事務総局行政局第一課長の書簡からすれば本件対象文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 最高裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「最高裁実施通達」という。）記第11の2

の(5))。

2 本件開示申出文書としては、令和2年3月13日付け行政局第一課長事務連絡「行政・国賠・労働・知財事件に関する報告について」（以下「報告事務連絡」という。）に基づき提出された受理報告（訴状写しの提出）及び終局報告（判決データの提出）が考えられるが、いずれも最高裁判所の担当部署において所定の処理を行った後、保有する必要がないため短期保有文書として隨時廃棄している。

そして、提出された受理報告及び終局報告の中に、別紙記載の各事件に係る報告が含まれているのか不明であり、そもそも取得していないのか、取得していたが所定の処理を行った後に廃棄されたのか判然としない。

3 苦情申出人は、平成27年3月26日付け最高裁判所事務総局行政局第一課長の書簡からすれば本件開示対象文書は存在する旨主張する。

しかし、上記書簡記載の報告については、報告事務連絡において、令和2年4月1日に受理又は終局した事件から、同事務連絡記載の要領によることとされ報告の方法等が改められている。そして、報告事務連絡に基づく報告を対象として探索した結果、本件開示申出文書が存在しないことは上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年5月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審議
- ④ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書として、報告事務連絡に基づき提出された別紙記載の各事件に係る受理報告及び終局報告の各文書が考えられる。

が、いずれも管理通達上の短期保有文書として扱っており、最高裁判所の担当部署において所定の処理を行った後、最高裁実施通達に従い隨時廃棄していること、提出された受理報告及び終局報告の中に、別紙記載の各事件に係る報告が含まれているのか不明であり、そもそも取得していないのか、取得していたが所定の処理を行った後に廃棄されたのか判然としないことを説明している。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所の担当部署が報告事務連絡に基づく受理報告又は終局報告を受理した後、所定の処理を行って廃棄するまでの期間は通常 5 週間から 8 週間程度であると認められた。また、同様に確認した結果によれば、令和 5 年（受理又は終局）分の受理報告及び終局報告は、遅くとも令和 6 年 1 月 20 日頃までに提出されたと考えられるということである。これらの事実に照らすと、仮に最高裁判所が本件開示申出文書を取得していたとしても、同年 3 月 13 日の本件開示申出時点では既に廃棄されていたものと考えられる。また、管理通達上、短期保有文書については廃棄簿を作成することが必要であるとはされておらず（管理通達記第 7 の 3 (3) 参照）、実際にも報告事務連絡に基づき提出される受理報告及び終局報告について廃棄簿は作成していないとのことであり、そうであれば、本件開示申出文書をそもそも取得していないのか、取得していたが所定の処理を行った後に廃棄されたのか判然としないとする最高裁判所事務総長の上記説明が特段不合理であるとはいえない。

なお、最高裁判所事務総長は、理由説明書において、苦情申出人が平成 27 年 3 月 26 日付け最高裁判所事務総局行政局第一課長の書簡からすれば本件開示対象文書は存在する旨主張している点を取り上げた上で、反論として報告事務連絡により書簡の内容が改められた旨を主張している。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、苦情申出人が指摘する平成 27 年 3 月 26 日付けの書簡と報告事務連絡とで、本件開示申出文書に該当するような受理報告及び終局報告を求めることが自体に変更はなく、その報告の方法等が改められたにとど

まることが認められた。これに照らすと、上記最高裁判所事務総長の理由説明においては、この点について、反論としてではなく、付言として記載することが適切であったと考えられる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

- 1 最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された受理報告及び終局報告のうち、老人福祉法 11 条 1 項 2 号に基づくやむを得ない事由による措置の取消請求に対する判断が判決主文に含まれているもの（令和 5 年分）
- 2 最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された受理報告及び終局報告のうち、高齢者虐待防止法 13 条に基づく面会制限の取消請求に対する判断が判決主文に含まれているもの（令和 5 年分）